

大
会
規
則
SWE

遊技産業健全化推進機構ニュース

9
SEPTEMBER
10
OCTOBER 2024



誓約書記載内容の確認及び遵守のお願い
新札登場～遊技業界は厳しい経営環境下で改刷対応
2024年度第1四半期検査結果報告 機構検査部

機構の動き

6-7月度<2024年6月1日～2024年7月31日>

遊技機等への立入検査関係

- 6月度 立入検査店舗数100店舗
(遊技機検査82店舗、計数機検査18店舗)
6月末日 誓約書提出店舗数6833店舗(対前月比▲31)
7月度 立入検査店舗数137店舗
(遊技機検査102店舗、計数機検査35店舗)
7月末日 誓約書提出店舗数6799店舗(対前月比▲34)

依存防止対策調査の関係

- 6月度 依存防止対策調査実施店舗数72店舗
6月末日 承諾書提出店舗数6830店舗(対前月比▲29)
7月度 依存防止対策調査実施店舗数54店舗
7月末日 承諾書提出店舗数6796店舗(対前月比▲34)

会議開催関係

- 6月6日(木)に定例理事会・定時社員総会を開催。第18期事業年度 計算書類承認の件及び社員の経費負担の件が審議され、それぞれ承認可決された。
7月3日(水)に定例理事会を開催。他の団体が行う立入検査に対する費用の助成に関する規程の一部改定の件を審議し、承認可決した。
7月12日(金)に臨時理事会を開催。ホール関係4団体から要請のあった、「広告宣伝ガイドラインに違反したホールへの対応について」について協議し、パチンコ・パチスロ産業21世紀会名での機構への要望書を新たに提出することを求め、それを受け誓約書提出店舗に対し広告宣伝ガイドライン遵守への注意喚起を行うことなどを決定した。

CONTENTS

9/10 September
October
2024

誓約書を提出されたパチンコホール営業者の皆様へ	1
ご提出いただいた誓約書の記載内容の確認及び遵守のお願い	
20年ぶりに新札が登場～遊技業界は厳しい経営環境下で改刷対応	2
2024年度第一四半期検査結果報告 機構検査部	4
「レジャー白書2024」に見るパチンコホール業界の今後 三堀 清	7
店長に求められる知識「労務管理XXV」	10
KiKo NEWS	13



兵庫県赤穂市 赤穂八幡宮秋祭り

天狗のような赤い面を被ったのは、「鼻高(ハナタカ)」(表紙写真)とよばれ、獅子舞の前を清めて進む役割を持っている。「頭人行列」とともに八幡宮の「御幸式」の見どころがこの「獅子舞」(県無形民俗文化財)だ。右の小脇に槍を持ち、朱の鞘の刀を逆さに背負う雌雄の鼻高は、太鼓に合わせて、リズミカルに右足を上げ、曲げ、下ろし、続いて左足を上げ、曲げ、下ろす。延々と繰り返すしぐさで、道中を清めてゆく。野獅子の動きも独特で、地をはうように舞うのが特徴とされる。獅子舞の後に続く頭人行列は、船中で産気づいた記紀伝承説話の神功皇后(祭神)の真似を演じる長刀持ちが、後ろで肩車される稚児の応神天皇(祭神)とともに、御旅所までゆっくり進んで行くもので、市指定文化財。今年は10月20日に開催。

誓約書を提出されたパチンコホール営業者の皆様へ

ご提出いただいた誓約書の記載内容の確認及び遵守のお願い

(誓約書第9項「広告宣伝ガイドライン」の遵守について)

平素より当機構に対しましては格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。表記の件につき、以下、ご案内をさせていただきます。

この度、業界の健全化を脅かす喫緊の問題として、パチンコ・パチスロ産業21世紀会より当機構宛に「誓約書に違反したホールへの対応に関する要望書」と題する文書が届きました。

上記文書は、「広告宣伝ガイドラインを遵守せず、ホール関係4団体等からの度重なる是正勧告にも従わないパチンコホール営業者が一部ではあるが存在し、このような状況は、遊技業界全体の健全化に疑念を持られ、社会や行政の業界に対する信頼の失墜にもつながるものであると認識している。ガイドライ

ンは性能改変や設定状況をうかがわせる表示など、著しく射幸心をそそるおそれのある広告宣伝を排除し、業界として世間一般でできている広告宣伝を行えるようにする目的を果たすための手段として定められたものであり、産業の健全化という観点から、これを遵守することに意義と価値があると考える。ついては、パチンコホール営業者が機構に提出している『誓約書』に、『広告宣伝ガイドラインの遵守』が明記されていることから、機構においても適切な措置を講じてほしい。』と要望する内容でありました。

「広告宣伝ガイドラインの遵守」につき、今後、ホール関係4団体、若

しくは所属する団体からは是正勧告に従わず、是正勧告後も同種又は別種の違反等を繰り返すパチンコホール営業者につきましては、当機構において、誓約書記載事項を遵守しないものとして、別途の対応を検討せざるを得ない事態にもなりかねませんので、くれぐれも「広告宣伝ガイドラインの遵守」をお願いします。

当機構へ提出された誓約書記載内容は各パチンコホール営業者の登録者ページ、又は当機構のホームページからも確認できます。
さらに最新の「広告宣伝ガイドライン」は所属される団体のホームページよりご確認いただけます。
今後とも当機構が実施する業界健全化に向けた取組み等に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

20年ぶりに新札が登場

遊技業界は厳しい経営環境下で改刷対応



2024年7月3日、新しい一万円札、五千円札、千円札が発行された。

いわゆる新札への改刷で、04年以来、20年ぶりとなる。

改刷により多くの施設や店舗などで必要となるのが紙幣取扱機器の対応で、全国のパチンコ・パチスロ店も、台間ユニットや精算機、紙幣計数機など、さまざまな関連機器の対応を迫られることとなつた。

各店は新札登場をどのような準備と体制で迎え、

この夏商戦に臨んでいるのか、都内激戦区の老舗ホールに話を聞いた。

新札対応コストを考え 閉店した中小ホールも

新紙幣の発行は、およそ20年ごとにを行なわれており、今回の改刷は2004年以来となる。肖像は千円札が「野口英世」から「北里柴三郎」に、五千円札が「桶口一葉」から「津田梅子」に、一万円札が「福沢諭吉」から「渡辺栄一」に変更された。

改刷の目的の一つは偽造対策の強化であることから、お札を傾けると肖像が左右に回転する「3Dホログラム」技術を世界の紙幣で初めて導入するなど、細心の偽造防止対策技術が採用されている。



スマスロの専用ユニットは導入当初から新札への対応済みの仕様だった

スマスロの専用ユニットは導入当初から新札への対応済みの仕様だった

では相当なコストがかかるため、ホール団体側から、ユニットメー

カー団体を通じて当該設備機器メー

ル機器であるだけに大きな懸案事項となつていたところ、当該設備機器メーカー側はホール側に対し

て、23年秋頃から対応の内容や費用、工事のタイムスケジュールなどの説明を開始したとされる。

具体的にはスマート遊技機専用ユニットの一部を除く大半の関連機器が仕様変更を必要とされ、対応方法は、型式の新旧によつて、ソフトウェアのバージョンアップ、当該設備機器内の紙幣識別機(ビルバリ)の交換、当該設備機器そのものの交換という主に三つの方

法に分けられた。

台間ユニットは営業上重要な機器である上に、対応の仕方によつ

せるなどとして、新札登場初日に臨んだホールもあるという。古い台間ユニットの場合、ユニットそのものを交換せざるを得ないため、過度な負担になるとして閉店を決断した中小ホールが少なからずあつ

た。当該メーカーとしては、紙幣識別機の調達の都合などから、新札登場までにすべての取引先ホールの自社製品に対応するのはなかなか難しいという事情もあつたようだ。

そうした影響もあり、台間ユニットには手をつけずに新札用の券売機を設置したり、店内巡回スタッフに新札との両替用の旧札を持た



たのではないかともみられている。

台間ユニットの扱い軸に 昨年秋から対応を検討

新札登場から約1か月後に取材に訪れたのはJR新宿駅南口近くの老舗ホー「新宿アラジン」(経営・鳳企業、泰青社長)。単店経営ながら激戦区新宿の強豪店として知られる同店は、遊技機824台の台間ユニット、精算機5台、紙幣計数機2台のすべてが新札に対応できる態勢で7月3日を迎えた。

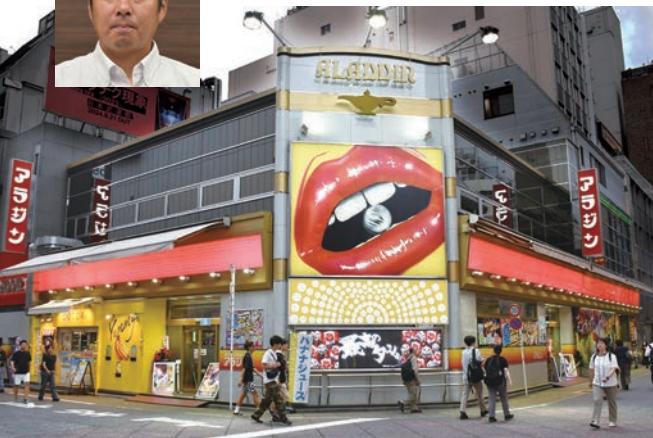
パチンコ事業部の飯石瑠一郎部長はスマートパチンコ(以下、スマパチ)の専用ユニットも含めて大半がソフトウェアのバージョンアップで済んだ。スマートパチスロ(以下、スマスロ)の専用ユニットがすでに新紙幣への対応済みの仕様であったことから、従来パチスロ機のメダル貸機のみ紙幣識別機を交換。紙幣計数機1台も同様で、精算機更して対応。当該設備機器そのものを買い替えなければならなかつたのは型式が古かつた紙幣計数機1台のみだったという。

JR新宿駅南口から徒歩3分、甲州街道沿いに建つ「新宿アラジン」

同店に対しても、当該設備機器メーカーから新紙幣への改刷対応に



▲飯石瑠一郎パチンコ事業部長



パチンコの既設台間ユニットは
大半がソフトウェアのバージョンアップで対応

ついで説明や工事のタイムスケジュールなどの働きかけがあったのは昨年秋。そろそろ24年の予算計画を検討する時期だつたので、タイミングは良かつたが、見積もりや工期のやりとりをするにあたって苦慮したのはパチスロの台間ユニットの扱いだつたという。

当時はパチンコ474台、パチスロ350台だつたが、パチスロの50%強を占めるスマスロが好調なので、適宜増台する予定にしていたためだ。あまり早々に従来パチスロ機の台間メダル貸機の新札対応をすると、7月3日までにスマスロに入れ替えた場合、その分のメダル貸機の新札対応費が無駄になる。

そのため、とりあえず昨年暮れ時点でのMAXの見積もり額に基づいて24年の予算を組む一方、当該設備機器メーカーとの契約はぎりぎりまで保留にした。その後、今年4月にパチンコ64台をパチスロ



精算機は当該メーカーのマニュアルに則り、
自店で設定を変更

に変更。現在はパチスロの約7割をスマスロが占める。最終的には、当初の見積もり額をかなり下回る予算で新札対応ができたという。

新札対応の告知の有無はホールによつてさまざま

新札の登場初日を迎、「新札対応可」をPRする競合店もあつたなか、新宿アラジンでは特に告知をしなかつた。顧客は使えて当然と思つてはいるだろうし、新札がいきなり目に見えて流通することはないとも読んでのことだ。実際、1か月間に新札が使えるかどうかをスタッフに聞いてきた顧客は数人、回収した紙幣に新札が目につくようになつたのは7月中旬以降だといふ。

新札対応が一段落した今、飯石部長が見据えるのは今後の店づくり。4月以降、稼働が上向いてくる流れを大事に、夏商戦の後半を乗り切りたいと意欲を示す。「今はパチスロが牽引していますが、もっとパチンコも楽しんでいただけの環境づくりに努めたい」。競合店とも良い意味で刺激し合いながら、新宿市場を活性化させていきたいと締めた。

日々のメンテナンスの徹底をお願いいたします！

機構検査部が

2024年度第1四半期（4月～6月）に行なった
立入検査活動の結果をお知らせします。



機構検査部

2024年の4月から6月までの3か月間に機構検査部は、23都府県方面の248店舗（うち計数機検査は48店舗）を訪問し、ぱちんこ遊技機844台、回胴式遊技機789台の合計1633台の遊技機の検査を行いました。計数機の検査台数は玉計数機37台、メダル計数機11台の合計48台となりました。

昨年同期比では、立入検査店舗数で約35%減、ぱちんこ遊技機で約34%減、回胴式遊技機で約35%減、玉計数機では約14%減、メダル計数機で約15%減の実績です。別表①を参照してください。

本年度第1四半期の立入検査に

おいても立入拒否はなく、ホール側の受け入れ対応等も問題がないものがありました。立会い頂きました現場のご担当者様には改めて御礼申し上げます。

今後も、機構検査部は全国的に

ホールへの立入検査活動等を遂行する予定であり、誓約書を提出さ

れたホールにおかれましては、実施される検査活動等に対して、ご理解とご協力をお願いいたします。

第一四半期の検査活動において、残念なことに遊技機検査で異常な事案が確認されました。遊技機の異常事案は、年々着実に減少傾向また、当機構では、新型コロナウイルス5類移行後も検査要員の日々の体調管理はもちろんのこと、検査時には必要に応じてマスクや手袋等を着用し作業を実施させて頂いており、変異株「KP3」の

広がりが伝えられる中、さらに注意しながら新型コロナ感染対策を行なっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

一方、計数機検査においては異常計数と認められる事案は確認されませんでしたが、ある店舗では再検査を実施した上で合格となつておりますので、計数機検査の異常事案が今後増加することのないよう、継続的に計数機の点検もお願いいたします。

な活動です。さらに別の異常事案が「市場の中に紛れ込んでいる可能性も否定できません」が、ここ数年の遊技機の異常事案減少の傾向をさらに推し進めるため、ホールの皆様には継続的な遊技機点検の徹底をお願いいたします。

第1四半期の検査活動において、残念なことに遊技機検査で異常な事案が確認されました。遊技機の異常事案は、年々着実に減少傾向の実績でありましたが、本年度が始まつたばかりである時点で異常が確認された点については誠に残念であるとの思いです。

当機構の検査は営業時間内を中心とし実施される「サンプル検査」的

次に機構に対して、その趣旨に同意をして誓約書を提出されてい

るパチンコホールは、6月末時点
で6833店舗です。

本年3月末時点においては、誓
約書提出ホールが7061店舗で
あつたことから、この3か月間に
228店舗が減少したことになり
ます。

また、既に廃業されているにも
関わらず、機構宛に連絡の無い店
舗は誓約書提出店舗としてカウン
トされていることから、実際に営
業している店舗数は、その廃業
店舗数分を割り引く必要があるこ
とを付け加えさせていただきます。

検査で 気づいたことと 考察をお伝えします

実際に立入検査を行なった結果
に関しまして、その概略と考察を
お知らせいたします。

案は遊技機検査で1件、計数機検
査で0件がありました。

この遊技機検査で確認された異
常事案は、「部品取り」と思われる
事案でした。2023年度の1年
間は「異常事案ゼロ」を継続して
おり、異常事案が年々着実に減少
傾向となつてきていると実感でき
る良い傾向であったわけですが、
非常に残念な結果であると考えて
おります。しかしながら、202
2年度まで「部品取り」と思われ
る事案はかなり続いていました。

従いまして、機構検査部と致しま
しても今後の検査活動を通じ、繼
続して異常事案の撲滅に邁進した
いと考えております。

第1四半期に確認された異常事

案は、ホール現場での日常点検等
でクリアできる内容だと考えてお
ります。特に回胴式遊技機の清掃
等メンテナンスの場合、隣り合う
遊技台等のホッパーの入れ違えの
ケースなど、細心の注意を払って
対応をお願いいたします。

別表① 遊技機及び計数機の検査ホール数及び検査台数 (2024年4月1日～6月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計	
					遊技機		計数機			
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル		
1	札幌方面	9	—	9	32	34	—	—	66	
2	旭川方面	9	—	9	36	36	—	—	72	
3	函館方面	10	—	10	38	42	—	—	80	
4	岩手県	9	—	9	36	36	—	—	72	
5	秋田県	10	—	10	42	38	—	—	80	
6	山形県	—	6	6	—	—	4	2	6	
7	東京都	8	8	16	26	32	7	1	66	
8	茨城県	7	—	7	36	20	—	—	56	
9	栃木県	—	10	10	—	—	8	2	10	
10	埼玉県	12	8	20	56	40	6	2	104	
11	千葉県	16	—	16	92	66	—	—	158	
12	長野県	8	—	8	32	32	—	—	64	
13	愛知県	10	8	18	56	58	6	2	122	
14	滋賀県	10	—	10	32	32	—	—	64	
15	京都府	8	—	8	28	34	—	—	62	
16	大阪府	—	8	8	—	—	6	2	8	
17	岡山県	9	—	9	36	36	—	—	72	
18	広島県	13	—	13	52	36	—	—	88	
19	香川県	8	—	8	30	34	—	—	64	
20	愛媛県	9	—	9	46	59	—	—	105	
21	熊本県	14	—	14	58	50	—	—	108	
22	鹿児島県	16	—	16	60	56	—	—	116	
23	沖縄県	5	—	5	20	18	—	—	38	
合 計		200	48	248	844	789	37	11	1,681	

2024年度第1四半期検査結果報告



別表② 誓約書・承諾書提出店舗数
(各都府県方面別) (2024年6月30日現在)

NO	都府県方面名	誓約書 提出 ホール数	承諾書 提出 ホール数	提出 ホール数 の差異	提出率 承／誓
1	札幌方面	181	181	-	100%
2	旭川方面	60	60	-	100%
3	釧路方面	53	53	-	100%
4	北見方面	33	33	-	100%
5	函館方面	35	35	-	100%
6	青森県	92	92	-	100%
7	岩手県	91	91	-	100%
8	宮城県	145	145	-	100%
9	秋田県	86	86	-	100%
10	山形県	63	63	-	100%
11	福島県	138	135	▲3	98%
12	東京都	532	532	-	100%
13	茨城県	172	172	-	100%
14	栃木県	114	114	-	100%
15	群馬県	88	88	-	100%
16	埼玉県	337	337	-	100%
17	千葉県	283	283	-	100%
18	神奈川県	362	362	-	100%
19	新潟県	114	114	-	100%
20	山梨県	45	45	-	100%
21	長野県	117	117	-	100%
22	静岡県	202	202	-	100%
23	富山県	53	53	-	100%
24	石川県	59	59	-	100%
25	福井県	60	60	-	100%
26	岐阜県	103	103	-	100%
27	愛知県	375	375	-	100%
28	三重県	89	89	-	100%
29	滋賀県	79	79	-	100%
30	京都府	114	114	-	100%
31	大阪府	484	484	-	100%
32	兵庫県	285	285	-	100%
33	奈良県	55	55	-	100%
34	和歌山県	55	55	-	100%
35	鳥取県	42	42	-	100%
36	島根県	53	53	-	100%
37	岡山県	99	99	-	100%
38	広島県	189	189	-	100%
39	山口県	87	87	-	100%
40	徳島県	47	47	-	100%
41	香川県	64	64	-	100%
42	愛媛県	90	90	-	100%
43	高知県	63	63	-	100%
44	福岡県	264	264	-	100%
45	佐賀県	53	53	-	100%
46	長崎県	103	103	-	100%
47	熊本県	115	115	-	100%
48	大分県	91	91	-	100%
49	宮崎県	83	83	-	100%
50	鹿児島県	166	166	-	100%
51	沖縄県	70	70	-	100%
合 計		6,833	6,830	3	99%

計数機のメンテナンスは遊技機と同様に、日々の点検業務等で防げる場合が十分にあると考えています。ホールの現場では、引き続き、玉計数機・メダル計数機の定期的なメンテナンスを継続してお願いいたします。

間」の確認を実施しておりませんが、検査の際に「検定切れではないか?」と思われるケースが多く見受けられることをお伝えさせていただきます。もちろん、新規則に基づき製造等された遊技機で、

検定が切れても直ちに問題があるわけではありませんが、故障などの際は修理ができなくなる等の制約も生じてしまう恐れがあります。最後に、立入検査終了後等に実施される依存防止対策調査に関してもその対応をお願いいたします。別表②に、6月末時点の誓約書と

承諾書提出数には既に廃業されているにも関わらず、機構宛に廃業連絡の無い店舗も含まれてカウントされていることも考えられるので、その点は割り引く必要があると考えています。

承諾書の提出状況を掲示いたしましたが、「承諾書」の提出がない店舗は3店舗となっております。

「レジャー白書2024」に見るパチンコホール業界の今後



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 「レジャー白書2024」

公益財団法人日本生産性本部・余暇創研は、令和6（2024）年7月22日、「レジャー白書2024」（速報版）及びその詳細資料を公表した。

そのアンケート調査結果によるとパチンコの参加率は前年比1・3%減の6・8%、今後の参加希望率も前年比0・5%減の5・2%、年間平均活動回数は0・7ペーセント減の31・2回といずれも微減しているが、年間平均費用は前年比2万6000円増の10万9000円と逆に相当増加している。この調査結果は、パチンコ業界が一部のユーザーに売上を依存する傾向が

進行していることを如実に物語る。これは、パチンコがよりお金のかかるレジャーとなつて、若年層等を新たな客層として呼び込むことは難しいという

2 一部のユーザーに売上を依存する営業方法とその弊害

一部のユーザーに売上を依存するということは、ホテルは来店頻度が高く、多額の遊技料金の支出を厭わないヘビーユーザーに焦点を当てた営業方法をとることである。これは大量の出玉獲得を期待させることによってプレイを

続けさせる（止められない状況を作出することであり、高い射幸性を売り物にした営業方法を採用するということになる。

このような高い射幸性を売り物にした営業方法は、大当たりの際の出玉の良い遊技機の設置が前提となるが、更には、入賞を容易にするための遊技機の不正改造や（風適法20条10項）、客を煽るような表示をする広告宣伝規制違反（入賞を容易にした遊技機の設置を誦う、出玉数等に付随して景品買取所での買取価格を示す、或いは容易に多くの出玉が獲できることを誦う等）（同法16条）という違法行為や、依存問題等の様々な弊害を伴う。

3 高い射幸性を売り物にした営業方法の是正に向けた取組み

このような高い射幸性に頼った営業方法に対しては、これを是正するためには様々な取組みが実行されてきた。

不正改造防止に関する取組みとしては、古くは、爆裂機の問題を受けてスロットの射幸性を抑えると共に「容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること」を「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」（風適法施行規則8条）に加える等した平成16（2004）年7月の規則改正があり、また、平成18（2006）年8月の有限責任中間法人（現一般社団法人）遊技産業健全化推進機構の設立があり、出玉性能の操作のために行われることがあるくぎ曲げに関しては、平成27（2015）年11月の警察庁生活安全局保安課長による「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について（要請）」の発出がある。これらの取組みにより、不正改造については相当状況が改善されているといふことができる。

広告宣伝に関する取組みとしては、平成24（2012）年7月に保安課長による「ぱちんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について（通知）」の発出があり、その趣旨は、ホール四団体による令和5（2023）年2月制定の「広告宣伝ガイドライン（第1版）」に敷衍されている。

また、依存症問題にフォーカスした取組みとしては平成29（2017）年9月の規則改正による、遊技機の出玉性能の規制強化等がある。

このような取組みにより、高い射幸性を売り物にした営業方法の是正については、内堀と外堀と共に埋めるようになってきたといえる。

4 換金等価営業の問題

第三者を装ったSNS等による情報発信の問題については別の機会に譲ることとして、ここでは、換金等価営業と三店方式の退行傾向について述べたい。

換金等価営業は、平成の始めに四国地方のホールから全国に広まつたとのことであるが、これもまた高い射幸性を売り物にする営業方法の一形態である。

しかし、今回の「レジャー白書」の調査結果は、ホール業界が未だに高い射幸性を売り物にした営業方法から脱却できていないことを如実に物語っている。

不正改造防止及び広告宣伝の適正化が進み、遊技機自体の射幸性も一定程度に抑えられている中で、なおも高い射幸性を売り物とした営業方法から脱却できないホール業界においては、現在、以下のような新たな弊害が見られ

る。

第一に、「晒し屋」等を使い、あたかも第三者によるSNS等への投稿に見せかけて、広告宣伝規制に抵触することであり、第二に、いわゆる換金等価営業が未だにはびこり、正しい三店（点）方式が行われなくなっているということである。

第三者を装ったSNS等による情報発信の問題については別の機会に譲ることとして、ここでは、換金等価営業と三店方式の退行傾向について述べたい。

換金等価営業は、平成の始めに四国地方のホールから全国に広まつたとのことであるが、これもまた高い射幸性を売り物にする営業方法の一形態である。

現金・有価証券等の景品（賞品）としての提供禁止・景品の自家（直）買い禁止等（風適法23条1項各号）は、パチンコが賭博行為とならないように担保する重要な規制であるが、ホール業者が独立した第三者である景品買取業者が客から景品を買い取る三店方式は、「直ちに違法とされるものではない」とされている。そして、違法とされない三店方式の要件は、買取業者がホール業者から独立していることであり、そ

のためには買取業者は景品の買取価格と卸業者への集荷価格の差益で営業しないなければならない。

ところが、換金等価営業は、買取所

での景品の買取価格＝ホールでの景品の提供価格（出玉数×貸玉料金と等価）なのだから、ホール業者から買取業者への資金提供がなければ成り立たず、

換金等価営業は、高い射幸性を売り物にする営業方法の一形態である。

三店方式の要件は、

買取業者がホール業者から独立していることであり、そのためには買取業者は景品の買取価格と卸業者への集荷価格の差益で営業していかなければならない。

ところが、換金等価営業は、

ホール業者から買取業者への資金提供がなければ成り立たないから、それ自体が景品の自家買い、或いは、少なくとも殆どの都道府県の風適法施行条例で禁止される買い取らせに該当する営業方法に他ならない。

違法な自家買いや買い取らせが行われていても、警察の証拠を掴む手段には限りがあり、摘発に至らないことが多い。しかし、ホール業者は、これらの行為が容認されている訳ではないことを銘記し、また、かつては警察には手の付けられない領域とされたとき曲げの問題が是正さるに至ったという緯もあることを想起しなければならない。更に、高い射幸性を売り物にした営業方法は、パチンコを誰でも気軽に安心して安い料金でプレイできる健全な娯楽とするという方向性に逆行するものであり、既存のファンを食い潰す結果を招くことを自覚しなければならない。

それ自体が景品の自家買い、或いは、蔓延しているということは、正しい三店方式が行われていない状況が常態化しているということになる。その背景には、新規則機の出玉性能に頭打ち感があるため、高い射幸性を好む客層を呼び込むには換金率の高さを訴求するしかない、という事情があるものと思われる。

違法な自家買いや買い取らせが行われていても、警察の証拠を掴む手段には限りがあり、摘発に至らないことが多い。しかし、ホール業者は、これら的行为が容認されている訳ではないことを銘記し、また、かつては警察には手の付けられない領域とされたとき曲げの問題が是正さるに至ったという緯もあることを想起しなければならない。更に、高い射幸性を売り物にした営業方法は、パチンコを誰でも気軽に安心して安い料金でプレイできる健全な娯楽とするという方向性に逆行するものであり、既存のファンを食い潰す結果を招くことを自覚しなければならない。



店長に求められる知識

労務管理 XXV

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前に言われたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心で改善が見られ、他業種と比較しても福利厚生面でも充実した企業が増えました。パチンコ店が「人」「物」「金」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していく上で、根幹をなすのが「人」です。

「人」を効率的に活用して生産性を高めるため、労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することが労務管理です。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働く環境を整備していくなければなりません。

パチンコ店を運営する企業としては、本部に人事部などの人材を管理する部門があることでしょう。しかし、現場で実際にスタッフを管理するのは店長の役割です。店長として身につけておくべき労務管理について学びましょう。

最初の問題は、採用時に求職者に示さなければならない労働条件に関するものです。

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前に言われたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心で改善が見られ、他業種と比較しても福利厚生面でも充実した企業が増えました。パチンコ店が「人」「物」「金」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していく上で、根幹をなすのが「人」です。

「人」を効率的に活用して生産性を高めるため、労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することが労務管理です。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働く環境を整備していくなければなりません。

パチンコ店を運営する企業としては、本部に人事部などの人材を管理する部門があることでしょう。しかし、現場で実際にスタッフを管理するのは店長の役割です。店長として身につけておくべき労務管理について学びましょう。

労働条件通知

労働条件を提示する際に書面による通知が義務づけられている項目として正しいものはどれか。

【選択肢】

- a：臨時に支払われる賃金（退職手当を除く）、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- b：労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- c：退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- d：職業訓練に関する事項

【回答分布】

- | | | |
|---|----|----|
| a | 32 | 5% |
| c | 49 | 2% |
| d | 8 | 8% |

【正解と解説】

正解はcです。
労働基準法施行規則第5条第1

項目に明示すべき事項が規定されています。その内、書面の交付により明示しなければならない項目は、以下の通りです。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従業すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項
- (4) 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

書面でなくとも良いものの明示するべきその他の事項として、以下のものがあります。

- 昇給に関する事項
- 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当を除く）、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項

事項

- 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- 安全及び衛生に関する事項
- 職業訓練に関する事項
- 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- 表彰及び制裁に関する事項
- 休職に関する事項
- 採用が決まった際に、雇入通知書（労働条件通知書）として雇用形態に関係なくすべての労働者に交付する書類に記載します。雇入通知書を交付しなければ労働基準法違反により罰則を課せられる可能性もあります。スタッフの採用前には書類が整備されているか確認しておきましょう。

次の問題は、労働基準法で定められている法定労働時間に関するものです。

法定労働時間

【問題】

労働基準法第32条「労働時間」で定められた法定労働時間の上限として、正しいものはど

れか。

【選択肢】

- a : 1日に7・5時間、1週間に40時間以内
b : 1日に7・5時間、1週間に45時間以内
c : 1日に8時間、1週間に40時間以内
d : 1日に8時間、1週間に45時間以内

す。必要のない残業が発生しないよう業務の改善、効率化を図りましょう。
次は、労働時間とも関連する休憩時間に関する問題です。

休憩時間

【問題】
休憩時間の与え方として最も適切でないものはどれか。

- a : 5・1% b : 6・5%
c : 75・8% d : 12・6%

【正解と解説】

正解はcです。

労働基準法では労働時間について以下のように定められています。

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間にについて四十時間を超えて、労働させなければならない。
②使用者は、一週間の各日にについては、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

8時間を超えた労働については

割増賃金の支払いが必要となりま

【選択肢】



【回答分布】

- a : 5・9% b : 38・9%
 c : 4・2% d : 51・0%

【正解と解説】

正解はdです。

労働基準法第34条に「労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」と定められています。

aは9時間の労働時間で途中に60分の休憩時間が与えられているので適切です。

bは休憩時間はありませんが労働時間が6時間なので適切です。

cは7時間15分の労働時間で途中に45分の休憩時間が与えられているので適切です。

dは7時間15分の労働時間で労働時間の途中ではなく始めて45分の休憩時間が与えられているので適切ではありません。

ただし、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、ある

いは、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使協定）があれば、一齊に与えなくてもよいとされています。

パチンコ店では、スタッフに対する休憩の一齊付与は不可能ですから、労使協定を作成しておきましょう。この労使協定は労働基準監督署への届け出は不要です。

また、休憩時間は自由に利用させなければならないとされています。休憩時間が自由なのは当たります。

休憩時間における労働からの解放を権利として保障することを明確に

前のようにですが、労働基準法はあってこのことを条文で規定し、休

憩時間における労働からの解放を権利として保障することを明確に

しています。ただし、休憩時間とはいえ、始業から終業までの間に

いわゆる拘束時間の中ですから、

会社側が一定の制約を設けること

はできます。

割増賃金

【問題】

就労時間が右下表の場合、1ヶ月に支払われる賃金として正しいものはどれか。

時給	割増率
1,200円	法定割増率

所定労働時間	80時間
時間外労働時間	40時間
時間外深夜労働時間	5時間

通常勤務賃金:	$1,200\text{円} \times 80\text{時間}$	= 96,000円
時間外勤務賃金:	$1,200\text{円} \times 1.25 \times 40\text{時間}$	= 60,000円
深夜勤務賃金:	$1,200\text{円} \times 1.5 \times 5\text{時間}$	= 9,000円
$96,000\text{円} + 60,000\text{円} + 9,000\text{円}$		
= 165,000円		

【回答分布】

- a : 5・9% b : 38・9%
 c : 4・2% d : 51・0%

【正解と解説】

正解はcです。

通常勤務、時間外勤務、深夜勤務の3つの賃金を求め、合算します。残業割増賃金率は時間外労働時間が25%、時間外深夜労働時間が50%です。

遊技機が設置されているだけでは、店を営業することはできません。労務管理を学び、労働基準法などの法規を遵守することに加え、労働環境を整え、スタッフが安心して働くパチンコ店を目指します。

パチンコ店の店長は、営業における「成果」として売上や利益という数値を求められます。そして、その数値を生み出すためには多くのスタッフが必要なのです。

遊技機が設置されているだけで

は、店を営業することはできません。労務管理を学び、労働基準法

などの法規を遵守することに加え、労働環境を整え、スタッフが安心して働くパチンコ店を目指します。

ただ、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、ある

業界の能登支援第1次報告 義援金は4億3624万円

パチンコ・パチスロ産業21世紀会(阿部恭久代表)では、令和6年能登半島地震の被災地に対する業界の支援状況について、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構(以下、社会貢献機構)に広く調査するよう要請していくが、その第1次集計結果が報告された。

報告によると、業界全体の4月末時点の義援金拠出総額は4億3624万円(289件)、食料等物品の寄贈は4件、ボランティア活動は16件。現在、社会貢献機構では、春以降の支援状況を集計している。

ダイナムが能登の被災地を応援

全国大手のダイナム(本社・東京都荒川区、保坂明社長)は

令和6年能登半島地震の被災地復興支援として、石川県で製造されたお菓子144万5300円相当(1万1421人分)を全国40都道府県の子ども食堂152施設に寄贈する。

寄贈は7月19日から9月末を目途として、同社従業員が各施設を訪問して行なわれる予定。



神奈川県遊協が県に 青少年健全育成啓発物品

神奈川県遊技場協同組合(理事長・伊坂重憲氏)と関係団体の神奈川福祉事業協会(会長・同。以下、神福協)は7月25日、神奈川県庁舎において、青少年の健

全育成を目的とする啓発用クリアファイルパック1万4000部を同県に寄贈。黒岩祐治知事から感謝状を授与さ

れた。

同県遊協と神福協は県に対する青少年の健全育成を図る啓発物品の寄贈を2011年度から行なっている。今回のクリアファイルパックは同県内のサッカーJリーグ4チームの協力を得て作成した。

また、同県遊協と神福協は同月30日、神奈川県子ども・子育て基金に100万円寄付したことに対する感謝状を黒岩知事から授与された。31日には同県内の福祉施設5施設に福祉車両を寄贈した。

真城が知多市で人命救助 県産品の消費で応援

全国大手のダイナム(本社・東京都荒川区、保坂明社長)は

令和6年能登半島地震の被災地復興支援として、石川県で製造されたお菓子144万5300円相当(1万1421人分)を全国40都道府県の子ども食堂152施設に寄贈する。

寄贈は7月19日から9月末を目途として、同社従業員が各施設を訪問して行なわれる予定。



◆贈呈式に出席した清水成文店長(手前左)と阿知波高志主任(同右)

愛知、岐阜両県に店舗展開する真城ホールディングス(本社・名古屋市、真城貴仁社長)は8月2日、愛知県の知多市消防本部において、人命救助に対する感謝状を授与された。

今年4月23日、同市に出店する「ブレ

イランドキヤッスル知多東海店の店内で遊技中に心肺停止状態となつた顧客

を同店従業員が発見。迅速な119番通報とAEDによる的確な心肺蘇生措置などが功を奏し、救助した功績が称えられたもの。当該顧客はその後無事

退院し、職場復帰

を果たしたという。

同社では今後も社員へのAED講習や訓練などを継続して行



クリアファイルパックを黒岩知事(右)に寄贈した伊坂理事長▶

プローバグループが こども食堂に食材を寄付

ない、皆様に安心して当社施設をご利用いただけるよう努めてまいります」とコメントしている。

広島県を中心に店舗展開するプローバグループ(本社・広島市、平本直樹代表取締役CEO)は8月5日、NPO法人広島こども食堂支援センターにグループ会社のプローバベジモの野菜を加工した総菜を寄付した。

同社ではセンターの活動目的(地域全体で子どもたちの成長を見守る環境の整備と、活動を介して地域住民同士が支え合う共生社会の実現に寄与する)に賛同し、2021年から継続的に食材を寄付している。

今年はすでに元日に令和6年能登半島地震が発生し、多くの人たちが被害を受けた。8月の18時時点の人的被害は負傷者3人、軽傷者1人、負傷の程度不明が2人とのことだが、これ以上人的被害が増えず、被災地が一日も早く以前の日常を取り戻すことを祈るばかりだ。(N)

編集後記

新札が7月3日に発行されたが、8月中旬になつても近所の病院の自動販機は「新札は不可」の貼紙がどれない。ホテルの新札対応両替機の導入速度に比べて、世間はゆつたりとした印象を受ける。新札の出回るのも遅く8月に入つてまだ、私は渋沢さんの顔を見ていない。キヤッショレス化のせいもある。1万円札の旧札は1984年切替の福沢諭吉まだ見ぬ

D札、と2004年

渋沢栄一さん年の福沢諭吉E札

があるが、こんな風でなかつた気がする。円ドル相場は84年当時1万円で42ドル、04年当時は92ドルだった。2010年になると125ドル(1ドル80円)に跳ね上がつた。渋沢栄一1万円札は62ドルでスタート。今後20年、落ち着いた価値ある渋沢さんに成長してほしい。(M)

今年の夏は最も暑かつた昨年の夏に匹敵する位暑いのだそうだ。身を焼くような暑さに前年と比較することすら考えられないほどへばつている。40度なんてどこの砂漠たよと、帰宅時は自宅最寄りのホール内を徘徊し、涼ん尋常ではない暑さ

尋常ではない暑さでいくのが日課だ。週末まで我慢が効かず、うつかりお札を投入してしまうこともしばしばある。稀に、稀にではあるが、運良く当たってしまつて帰宅が遅れるといったおまけつきだ。何にしても暑さの中、ホール内の涼しさには救われる。特に日中は灼熱の中のオアシスだ。このご時世、冷房を効かせすぎるなど色々言われるのだろうが、ホール内は涼しくあつてしまいなのだ。

本誌の原稿締切りに追われる8月8日夕方、宮崎県沖の日向灘を震源とする大きな地震が発生した。気象庁は初の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表。南は沖縄県から東は茨城県まで広範囲にわたつて、しばらくの間、巨大地震に注意するよう呼び掛けている。

(I)



プローバベジモの村上正社長(右)と広島こども食堂支援センターの徳重氏▶

推進機構ではクールビズ期間中は



**夏用ベストを着用した検査要員が
ホールに伺います**